

朝 開 発 第 3 5 7 号
令 和 4 年 1 2 月 2 6 日

一般社団法人
埼玉県建築士会 様

朝霞市都市建設部開発建築課長
(公印省略)

朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について (通知)

平素、朝霞市の建築行政にご協力、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、以下のとおり一部改正し、令和4年12月
21日に公布、同日より施行されましたので情報提供させていただきます。
今後も朝霞市の建築行政にご理解とご協力いただけますよう、よろしくお願い
申し上げます。

記

1. 改正条例 朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

2. 改正理由

令和4年9月20日に告示された朝霞都市計画地区計画において、新たに
あずま南地区が追加され、地区整備計画が定められたことに伴い、建築基準法
第68条の2に基づき、当該地区整備計画のうち以下の内容について、朝霞市
地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年朝霞市条例第1
0号。以下「条例」という。)で制限として定めるために改正を行いました。

3. 条例改正の内容

(1) 新たに加える地区

あずま南地区地区整備計画区域

(2) 新たに条例に加える制限内容

- ・建築物の用途の制限（現在の条例に制限項目あり）
- ・建築物の敷地面積の最低限度（現在の条例に制限項目あり）
- ・壁面の位置の制限（現在の条例に制限項目あり）
- ・建築物の高さの最高限度（現在の条例に制限項目あり）

(3) 文言見直し

4. 施行日

令和4年12月21日